

保険金請求書類のご案内

請求項目 必要書類	死亡 保険金	高度障害 保険金	ご 説 明
※公立学校共済組合 (公立共済ファミリー年金) 保険金・積立金 配当金支払請求書	○	○	・受取人が未成年の場合は親権者(後見人)から ご請求下さい。 ・受取人が2名以上の場合は、本請求書(各受取 人毎)及び代表受取人選任届を提出して下さい。
診 断 書	※死亡診断書	○	・加入・増額・復活後1年を経過しての病气死亡 または災害死亡の場合には、当社所定外の診断 書でも結構です。
	※障害診断書	○	
被保険者の住民票 または戸籍謄(抄)本	○	○	・死亡保険金の請求の場合は死亡により除籍記載 のあるものを提出下さい。
受取人の住民票 または戸籍抄本	○		・被保険者と受取人が同一戸籍謄本に記載されて いれば別々に取りそろえ願う必要はありません。 ・住民票の場合は被保険者との続柄が判明するも のを、お取り付けください。 ・受取人が未成年者の場合は、親権者(後見人) の住民票または戸籍抄本もあわせてご提出くだ さい。 ・受取人が2名以上の場合は、受取人全員が確認 できる戸籍謄本をご提出下さい。(婚姻などで 除籍されている場合は、その除籍者の現住民票 または戸籍抄本も必要です。) ・転籍、戸籍の書き換え等がある場合、受取人の 確認のためそれ以前のものをご提出頂く場合も ございます。
受取人の印鑑証明書	○	○	・受取人が未成年者の場合は、親権者(後見人) の印鑑証明書をご提出下さい。 ・受取人が2名以上の場合は、受取人全員の印鑑 証明書をご提出下さい。

①※印の書類については、当社所定の用紙をご使用下さい。

②「住民票」「戸籍謄(抄)本」「診断書」は、コピーでもお取扱いたします。

お読み頂けない場合は、

安山生命使用欄